

質問第八〇号

国際金融センターとしての市場機能強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年六月十五日

牧山ひろえ

参議院議長 山東昭子 殿

国際金融センターとしての市場機能強化に関する質問主意書

一 国際金融センターとしての日本の金融市場の競争力を強化するための取組は、一九九六年十一月に始まった日本版金融ビッグバン以降、長年にわたって続けられている。しかしながら、ニューヨークやロンドンに比肩する市場という日本版金融ビッグバンで掲げられた目標を達成するには、なかなか至らないのが現状である。

イギリスのシンクタンクが公表している国際金融センター指数によると、昨年九月の東京は第九位となっている。二〇二〇年三月には、香港情勢などの影響もあり、東京が第三位まで上昇したが、その後は後退している状況である。

政府は、二〇二〇年七月に閣議決定した骨太方針二〇二〇の中で「海外金融機関等の受入れに係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す」との方針を示し、これを受けて令和三年度税制改正や金融商品取引法等の改正により具体的な措置が講じられた。東京のほか、大阪や福岡においても国際金融都市を目指した取組が進められている。

今後は、海外から参入しやすい環境の整備に加え、サステナブルファイナンスへの取組などを通じて、市場そのものの機能や魅力を高めていくことが引き続き重要であると考えるが、政府の認識を伺う。

二 日本 の 現物 株式 市場 として 最大 の 規模 である 東京 証券 取引 所 では、従来 の 市場 第一 部 ・ 第二 部 ・ マザーズ ・ ジャスダック といった 市場 区分 を 再編 し、本年 四月 四日 から 「プライム市場」、 「スタンダード市場」、 「グロース市場」 の 三つ の 市場 区分 により 運営 される こと となつた。

東京証券取引所は、二〇一三年七月の大阪証券取引所との現物株式市場の統合などの影響もあり、市場第一 部 の 上場 維持 基準 の 緩さ や 新興 企業 向け 市場 の コンセプト の あいまい さ などが 指摘 される よう になつて いた。 新たな 市場 区分 では、 「プライム市場」 が いわゆる グローバル 企業 向け の 市場 として、 新規 上場 基準 ・ 上場 維持 基準 と も 厳しく 設定 される こと になつた が、 これ まで の 市場 第一 部 上場 会社 について は、 基準 を 満た さ ない 場合 でも 適合 に向け た 計画 書 を 開示 する こと で 「プライム市場」 に 移行 する 経過 措置 が 認め られた。 その ため、 市場 第一 部 上場 会社 の 八割 以上 が 「プライム市場」 に 移行 する こと となり、 経過 措置 の 期限 が 定め ら れ て い ない こと も 含め て、 再編 の 実効 性 に 課題 が ある と 指摘 され て いる。

国際金融センターとしての中核的な存在となる東京証券取引所の市場再編の現状について、政府の評価

を伺う。

右質問する。